

阪南テレワークステーションはんなんイイモノエリア展示コーナー使用 に関する要領

(令和4年7月26日決裁)

(改正 令和6年3月13日決裁)

(改正 令和7年3月17日決裁)

(目的)

阪南市内事業者の特産品・物産品を展示し、阪南テレワークステーション（以下「本施設」という。）の利用者に紹介することで、阪南市が持つ魅力の発信に加え、ビジネスマッチングの機会創出、産業の活性化、市内観光の推進につなげることを目的とします。

(使用場所)

阪南テレワークステーション（愛称：サラダステーション「サラステ」）内
はんなんイイモノエリア展示コーナー

所在地：大阪府阪南市尾崎町35番地の1 地下スペース

全10区画（上段6区画・中段4区画）

1区画＝幅500mm×奥行き340mm×高さ380mm以内

(使用期間)

展示開始日から最長1年間（準備・片付けを含みます）

(使用料)

無料

(展示物要件)

展示できるものは次の要件のいずれかを満たすものとなります。

- (1) 特産品・物産品（飲食物等の展示については、出展者による展示期間中の商品管理ができるものとします）
- (2) パネル・ポスター
- (3) 芸術作品

(出展者要件)

阪南市内に在住、在勤又は在学の人若しくは市内事業者（市内に事業所を置く事業者または市内で活動する団体をいう。）とします。

（申込み等）

阪南テレワークステーションはなんいイモノエリア展示コーナー使用許可申請書兼許可書（第1号様式）に必要事項を記入し、阪南市未来創生部まちの活力創造課へ書面又は電子メールで申請することとします。また、申請を行うと同時に、次に掲げることを了承したものとみなします。

- （1） 使用可能区画を超える申請があった場合は先着順とすること。
- （2） 申請受付は、展示開始日の2か月前からとすること。
- （3） 使用区画の指定は、阪南市が行うこと。
- （4） 展示品の内容等の説明書き、宣伝物の作成等は出展者が行うこと。

（禁止事項）

本施設の管理運営上、次に該当する場合、展示をお断りすることがあります。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- （2） 本施設を損傷し又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3） 暴力団関係者及びそれに関する事業を行うものと認められるとき。
- （4） 特定の思想・宗教の勧誘や布教行為を目的とした利用と認められるとき。
- （5） ねずみ講、マルチ商法、靈感商法、ネットワークビジネス等を目的とした利用と認められるとき。
- （6） 虚偽の広告・誇大広告のセミナー等の利用と認められるとき。
- （7） 動物等の持込み。
- （8） 大きな音が出る等、施設利用者の迷惑となるおそれがあると認められるとき。
- （9） 商品の販売と認められるとき。
- （10） その他本施設の管理運営上、支障があると認められるとき。

（その他）

- （1） 天災、地変その他市の責に帰することができない事故及び本施設内の盗難・紛失により、出展者が被った損害について、市は責任を負わないものとします。
- （2） この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとします。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和6年3月13日決裁）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月17日決裁）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。